

# I 今期より投信等の取扱いが開始 時価算定基準の会計処理 開示におけるポイント

有限責任あずさ監査法人  
公認会計士 米田 祥隆

評価技法およびインプットの説明等の開示については、企業間で異なる開示が行われている。判断が必要となるケースでは、慎重な検討が求められる。

## はじめに

金融商品およびトレーディング目的保有の棚卸資産の時価に適用する基準として、企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」（以下、「時価算定基準」という）および企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という）が2019年7月に公表され、

針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、「時価開示適用指針」という）の内容に簡単に触れ、今3月期末より新たに求められる投資信託等に関する改正時価算定適用指針での取扱い、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に関する改正時価算定適用指針での取扱い、その他実務において留意すべき開示上のポイントについて説明する。

なお、本章中の意見に関する部分は筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

## 前期より適用された基準等の概要

2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から強制適用となった時価算定基準、時価算定適用指針、時価開示適用指針の主なポイントは次のとおりである。

- ・時価の定義が導入され、その他有価証券について期末前1カ月の平均価額の使用が禁止された。
- ・時価を把握することが極めて困

## 【この章のエッセンス】

- 前3月期においては、投資信託の時価については従前の取扱いが踏襲され、時価のレベルごとの内訳等の開示も要求されなかったが、今3月期より「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に基づく会計処理および開示が求められる。別途定めがある事項を除き、原則として他の金融商品と同様の取扱いとなる。
- 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価の注記を行わないことができる。
- 時価の算定は見積りの要素が入るため、時価のレベルごとの合計額、

2021年4月より強制適用されていた。投資信託の時価の算定および貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価に関しては2021年6月に、改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「改正時価算定適用指針」という）が公表されていた。

改正時価算定適用指針は、2022年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から強制適用となっている。このため3月決算企業は、この3月末に強制適用後初の期末決算を迎えることになる。本章では、2021年4月より適用開始となった時価算定基準、時価算定適用指針、企業会計基準適用指